

現物給与「住宅」の算出方法の変更について（お知らせ）

厚生労働省保険局長から都道府県に係る現物給与の価額変更について通知があり、「食事」および「住宅」の価額変更についてはすでにお知らせしておりますが、令和8年10月1日から「住宅」の算出方法についても以下のとおり変更されますのでお知らせいたします。

1. 算出方法

令和８年９月３０日までの「住宅」にかかる価額の計算にあたっては、居間、洋室、和室など居住用の室を対象としていましたが、令和８年１０月１日からは居住する住宅の床面積の合計（総面積）が対象となります。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分は除きます。

また、価額の単価についても居住面積1 畳あたりから総面積1 m²あたりに変更されます。

【令和8年9月30日まで】

の部分対象 (単位：畳1畳)

浴室		玄関	廊下	和室	バルコニー
トイレ	洗面室		台所 キッチン		
クローゼット	洋室		廊下	居間 リビング・ダイニング	

【令和8年10月1日から】

の部分対象 (単位: 1m^2)

浴室		玄関	廊下	和室	パ ル コ ニ ー
トイレ	洗面室		台所 キッチン		
ク ロ ゼ ット	洋室		廊下	居間 リビング・ダイニング	

2. 計算例

例) 勤務地が大阪府で40㎡の社宅に居住し、本人が10,000円を負担している場合
 $820\text{円} \times 40\text{㎡} = 32,800\text{円}$ $32,800\text{円} - 10,000\text{円} = 22,800\text{円}$
 22,800円を現物給与の額として計上します。(※小数点以下は切捨て)

3. 標準報酬月額の随時改定

令和8年10月に現物給与の価額が変更となった場合、固定給の変動とみなし条件を満たす場合は随時改定となります。(令和9年1月改定の月額変更届の提出が必要となります。)

＜お問い合わせ先＞	大阪薬業健康保険組合	適 用 課	TEL 06-6941-5004
		神戸支部	TEL 078-221-6100
		京都支部	TEL 075-801-2905
	大阪薬業企業年金基金	業 務 課	TEL 06-6945-1021